

今治市緑の基本計画

平成21年12月

今 治 市

【目 次】

第1章 計画の目的	1
(1) 計画の背景と目的	
(2) 計画の位置付け	
(3) 目標年次	
(4) 計画の対象区域	
(5) 都市における緑の機能	
第2章 緑の現況と課題	7
1. 今治市の緑の現況	9
(1) 緑の概況	
(2) 緑の現況量	
(3) 緑の量の変遷	
2. 緑に関する市民の意識	13
3. 緑の課題	17
(1) 今治市の状況	
(2) 緑の課題	
第3章 計画の目標	21
1. 緑の将来像	23
(1) 基本理念	
(2) 緑の将来像	
2. 計画の基本方針	27
基本方針1 市民と協働で緑のまちをつくる	
基本方針2 潤いと快適を支える緑の基盤をつくる	
基本方針3 安心とゆとりを支える緑の拠点をつくる	
基本方針4 今治の誇りとなる緑の空間をつくる	
3. 計画のフレーム	29
4. 計画の目標水準	33
(1) 基本目標	
(2) 重点目標	
目標1 公園等の緑を市民とともに育む	
目標2 身近な公園の市民満足度を向上させる	
目標3 市民が主体的に取り組む緑化を進める	
目標4 市街地の緑を守り、増やす	
第4章 施策の基本方向	39
1. 実現のために取り組む施策の考え方	41
(1) 市民と協働で緑のまちをつくるために	
(2) 潤いと快適を支える緑の基盤をつくるために	
(3) 安心とゆとりを支える緑の拠点をつくるために	
(4) 今治の誇りとなる緑の空間をつくるために	
2. 計画推進のための施策	51

第5章 重点目標の達成に向けた施策	55
1. 市民参加の推進	57
(1) 緑化意識の高揚	
(2) 緑の知識の普及	
(3) 市民参加の仕組み	
2. 緑化の推進	65
(1) 民有地の緑化	
(2) 公共空間の緑化	
3. 都市公園等の整備	69
(1) 都市公園の整備	
(2) 都市公園以外の公園緑地の整備	
第6章 緑化重点地区	81
(1) 緑化重点地区の設定	
(2) 緑化重点地区における緑化推進施策	
<参考資料>	85
1. 都市の概況	87
2. 緑の保全・創出の取組と状況	95
(1) 緑の現況量	
(2) 市民、企業の参加・協力等の状況	
(3) 建築物や施設の緑化状況	
(4) 都市公園等の整備と地域制緑地の指定状況	
3. 計画策定の経過	109
4. 用語解説	113

第 1 章 計画の目的

(1) 計画の背景と目的

- 本計画は、今治市の緑を守り、増やしていくため、今後の市民活動や企業活動、行政活動の指針となるものです。
- 緑豊かな環境をつくり育てるため、緑全般について、将来の緑のあるべき姿と、それを実現するための施策を明らかにしています。

今治市は、全国でも類を見ない12市町村という大きな枠組みの中で、平成17年1月に新設合併を果たしました。そして、新今治市の誕生を契機として、平成18年12月には「今治市総合計画」を策定し、新しいまちづくりの歩みを始めています。

このような状況の中、「緑」の分野においても行政ニーズを的確に把握し、これまでも増して緑豊かなまちづくりを推進する必要があります。

本計画は、限られた財源の中で緑を守り、増やしていくため、今後の市民活動や企業活動、行政活動の指針となるものです。将来の緑のあるべき姿を示し、それを実現するため、市民一人ひとりが取り組む緑づくりに対してどのような支援ができるか、また、行政としてどのような施策に取り組むのか、その見通しを明らかにしています。

計画の対象とする緑

- 本計画の対象とする「緑」とは、植物のみを意味するのではなく、それらを含む土地を含めて緑として扱います。

■ 保全する緑・・・森林、農地、水面・水辺地、社寺境内地など



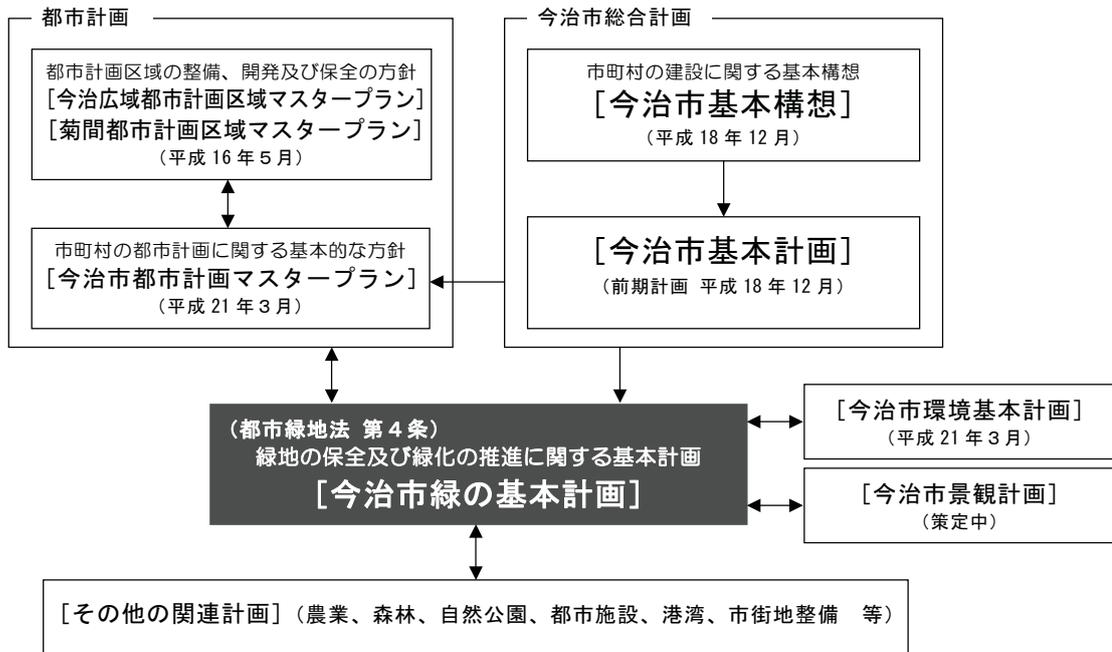
■ 創出する緑・・・公園緑地、グラウンド、公共空間や民有地の植栽地など



(2) 計画の位置付け

本計画は、都市緑地法に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定したものです。

今治市のまちづくりの指針である「今治市総合計画」等を上位計画として、「今治市環境基本計画」等との整合を図り、これらの緑に関する部門別の計画として位置付けます。



【「今治市緑の基本計画」の位置付け】

(3) 目標年次

本計画は、中長期的な観点から将来の緑のあるべき姿と、それを実現するための施策の考え方を明らかにするものであるため、おおむね 20 年後の**平成 42 年度** (2030 年度) を目標年次とします。

(4) 計画の対象区域

計画の対象区域は、**市全域** (41,969ha) とします。

ただし、法律的に都市計画区域内において講じられる緑地の保全及び緑化の推進に関する措置については、都市計画区域を対象として定めます。

(5) 都市における緑の機能

都市における「緑」の主な機能として、「都市環境の維持・改善」「健康・レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つの機能があげられます。

① 都市環境の維持・改善の機能

■ 人と自然が共生する都市環境を確保することができます。

- ・ 樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、気温や騒音・振動の緩和等の機能を有しています。
- ・ 野生生物の生育地・生息地を構成し、郊外から清涼な風を市街地に送りこむ風の道を形成するなど、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。



② 健康・レクリエーション機能

■ 緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できます。

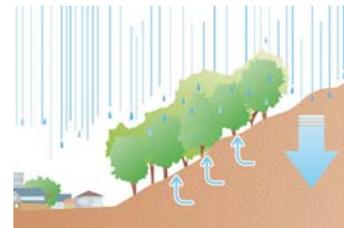
- ・ 自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、人々の余暇活動は多様化、高度化、広域化しています。自然とのふれあい志向、健康への関心など、余暇需要は変化しつつあります。
- ・ 緑の持つ多様な機能を活用することにより、人々の余暇需要の変化に対応した余暇空間を確保することができます。



③ 防災機能

■ 災害防止、避難地、救援活動拠点等の機能により、都市の安全を確保できます。

- ・ 森林等の緑は、雨水を一度に流さないで貯めて洪水を予防します。
- ・ 大地震や大火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点等として多様な機能を持つことから、緑を適切に確保することにより、都市の安全性・防災性を高めることができます。



④ 景観形成機能

■ 多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します。

- ・ 緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しています。四季の変化を実感できる生活環境や景観を創出することにより、子どもたちの感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。
- ・ 緑は地域固有の文化や歴史等と深く関わっており、緑を適切に生かすことにより、個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。



